

市役所からの お知らせ

国民年金

国民年金基金をご存知ですか

国民年金基金は、少しでもゆとりある老後を過ごすことができるように、国民年金（老齢基礎年金）の上乗せとして給付をする公的な個人年金制度です。

加入できるのは、20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者で国民年金保険料を納めている方および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されて国民年金に任意加入されている方です。

掛金は、希望される年金の型と口

数・年齢・性別で決まり、受け取る年金額がわかるため、老後の生活設計に役立ちます。

掛金額は一定で、全額社会保険料控除の対象となり、受け取る年金は公的年金等控除の対象となりますので、2つの税法上のメリットがあります。

問合先 全国国民年金基金大阪支部
☎ 0120（65）4192

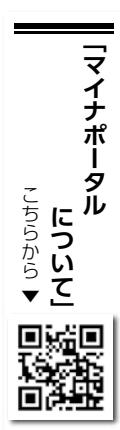
マイナポータルから国民年金手続きの電子申請が可能です

■電子申請が可能な手続き

①国民年金第1号被保険者加入の届出（退職後の厚生年金からの変更等）、②国民年金保険料免除・納付猶予の申請、③国民年金保険料学生納付特例の申請

※電子申請を行う際には、マイナンバーカードとマイナポータルの「利用者登録」の準備が必要です。

問合先 日本年金機構 ☎ 0570（003）004



高石駅前広場 工事延期のお知らせ

令和5年1月から高石駅東側駅前広場の工事を実施し、3月下旬に芝生スペースを一部供用開始しましたが、資機材の入手が困難となっているため地下駐輪場用エレベーターの設置工事が遅れております。



完成予定時期は**令和6年3月末**を予定しております。工事期間中、駅や周辺施設利用者の皆さまには、迂回していただくなどご不便とご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

問合先 駅周辺整備課 ☎ (275) 6410

工事に関するQ&A

Q1. 工事中の仮設通路は設置されないのですか？

A. エレベーターの設置工事には広範囲な掘削作業や発生土の仮置き場のために、一定規模の工事ヤードが必要となります。そのため、仮設通路の設置は難しく、現状の仮囲いで施工を行うこととなりました。

Q2. ロータリーが閉鎖されていますが、タクシー乗り場はなくなるのですか？

A. タクシー乗り場については、一般車と共用の乗降場所とタクシーの待機場所を設置予定です。

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度の 簡易申告制度

後期高齢者医療制度の保険料賦課決定や高額療養費の自己負担限度額判定のために、府後期高齢者医療広域連合に所得額（所得額が0円の場合も含む）の申告が必要な場合があります。お済みでない方はお問い合わせください。

問合先 健幸づくり課 ☎（275） 6392

後期高齢者医療保険料の決定 （本算定）

令和5年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書及び納入通知書（一体型）を7月中旬に送付します。

保険料の納入方法は「年金からの天引き（特別徴収）」と納付書や口座振替等で納めていただく「普通徴収」の2通りになります。

また、年度途中に被保険者となつ

た方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

■特別徴収

年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から年6回の年金支給の際、保険料を天引きでお支払いいただきます。なお、年金額が年額18万円以上であっても後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、対象となる年金受給額の2分の1を超える方やその他の事情のある方は、普通徴収となります。

※特別徴収の口座振替への変更が可能です。希望する方は通帳・届出印・被保険者証を持参のうえ、健幸づくり課までお越しください。

■普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、7月から翌年3月までの9期割りでお納めいただきます。

問合先 健幸づくり課

☎（275） 6392

今月が納期限の税金

〈固定資産税〉
〈都市計画税〉
第2期分

7月31日までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

国民年金

納付が困難な場合は、ご利用ください

保険料の免除・納付猶予制度

令和5年度（令和5年7月～令和6年6月）の免除・納付猶予を希望される方は、市役所の国民年金窓口で手続きを行ってください。（郵送手続きも可）

日本年金機構が前年の所得などを審査した後、結果を通知します。なお、すでに納付された期間は、免除の対象とはなりません。

問合先 市民課 ☎（275）6241

■手続きに必要なもの

①年金手帳または基礎年金番号通知書 ②令和4年1月1日以降に失業した方は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、上記書類に準ずる公的機関の証明のうちいずれか1つ

	全額免除	納付猶予 (50歳未満)	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
保険料	全額を免除	納付を猶予	保険料の4分の3の金額を免除	保険料の半額を免除	保険料の4分の1の金額を免除
対象者	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者及び配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方	申請者、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年所得が一定額以下の方
年金受給額	全額の保険料を納めた場合と比べて2分の1の金額	年金額には反映しません	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の5の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の6の金額	全額の保険料を納めた場合と比べて8分の7の金額
対象期間	令和5年7月分～令和6年6月分の保険料				
受給資格	年金を受けるための受給資格期間に算入されます				

※4分の3・半額・4分の1免除は、それぞれ免除された保険料の残額を納めなければ免除期間とはなりません。

被保険者証が変わります

後期高齢者医療保険の被保険者証は毎年8月に更新となりますので、新しい被保険者証（橙色）を7月下旬までに簡易書留で送付します。有効期限は令和6年7月31日までとなっており、お手元に届いたときから使用できます。

現在お持ちの被保険者証（黄色）の有効期限は、令和5年7月末日です。それ以後は使用できないので破棄してください。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6392



限度額適用・標準負担額減額認定証等の更新

後期高齢者医療制度加入者を対象とした後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）は、医療機関に入院や通院した際に窓口で提示すると、医療費・食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯（低所得Ⅰ・Ⅱ）に属する被保険者が対象となります。

また、後期高齢者医療限度額適用認定証（限度証）は、現役並み所得者区分Ⅰ・Ⅱの被保険者が対象です。現在、交付されている認定証の有効期間は7月末日までです。8月1日以降引き続き対象となる方には、有効となる認定証を7月下旬に送付します。

なお、認定証が変更になる場合は、再度申請が必要です。これまで交付を受けていなかった方で、対象となり交付を希望する場合は、窓口で申請してください。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6392

国民健康保険

8月1日から高齢受給者証が新しくなります

国民健康保険に加入する70歳～74歳の方に、新しい高齢受給者証を7月下旬までに送付します。現在お持ちの高齢受給者証の利用期間は7月末日までとなっていますので、8月以降は新しい高齢受給者証をご利用ください。

高齢受給者証は毎年8月1日を基準に、70歳～74歳の国民健康保険被保険者の方について、同一世帯の住民税課税所得に応じて負担割合を2割または3割と判定し、有効期限を更新しています。

▼新たに70歳になる方へ

誕生月の翌月（1日生まれの方は誕生月）から高齢受給者証の適用対象となりますので、高齢受給者証を誕生月下旬まで（1日生まれの方は誕生月前月の下旬）に送付します。医療機関では保険証と高齢受給者証の両方を提示してください。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6374

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

国民健康保険加入者を対象とした「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」は毎年8月1日が更新時期となり、令和2年度より自動更新になっています。更新後の認定証を7月下旬までに発送しますので、ご確認ください。

▼自動更新の対象にならない方

所得の申告がない世帯や滞納のある世帯は自動更新されないため、窓口での再申請が必要です。

※70歳以上75歳未満の方で、所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」もしくは「一般」の方は、発行の対象となりません。認定証がなくても限度額が適用となるため、病院の窓口では保険証と高齢受給者証の2点を提示してください。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6374

介護保険

介護保険料の決定(本算定)

介護保険料は、令和5年4月1日現在の世帯構成と令和4年中の所得金額に応じて算定しています。介護保険料の決定(本算定)に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書及び納入通知書(一体型)を7月中旬に送付します。

保険料の納入方法は「年金からの天引き(特別徴収)」と納付書や口座振替等で納めていただく「普通徴収」の2通りになります。

特別徴収

年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から年6回の年金支給の際、保険料を天引きでお支払いいただきます。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、7月から翌年3月までの9期割りで納めていただきます。

問合先 健康づくり課

☎ (275) 6329

各種

花火はルールを守って安全に！

花火を楽しむ時は、事故が起こらないようにルールを守りましょう。「手持ち花火のルールと注意点について」の動画では、アルコール消費をしてから花火で遊ぶ際の注意について動画で紹介しています。

ルール

- ・花火は絶対に人に向けてない
- ・風の強い時は花火をしない
- ・水バケツを用意し、遊び終わった後は水につけて火を消す。

問合先 堺市消防局危険物保安課

☎ (238) 6006



若者に広がる 「人を紹介すればもうかる」 誘いに要注意！

事例 高校の先輩から「もうけ話がある」と誘われ、一緒に事業者の営業担当者とWeb会議をした。投資で稼ぐような話で、よく理解できなかったが、誰かを勧誘すれば報酬がもらえるネットワークビジネスで、登録には50万円が必要とのことだった。「お金がない」と言うと「借金してもすぐに返済できる」と言われ、先輩の指示で、消費者金融の無人機に偽の勤務先や年収等を入力して50万円の借金をし、その場で手渡した。その後、投資では稼げず、借金の返済も苦しくなってきた。(当事者：学生)

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



友人や知人からの誘いで、外貨や暗号資産(仮想通貨)などのもうけ話を持ちかけられ「人を紹介すれば報酬が得られる」などと強調されて、よく理解できないまま契約させられてしまうケースが多くみられます。「人を紹介すると…」や「誰かを勧誘すると…」など言われたら要注意です。友人や知人からの誘いでも冷静に判断しましょう。「お金がない」という断り方をすると、事業者は消費者金融での借金やクレジットカードの作成を勧められるケースがあります。その際に勤務先・アルバイト先や収入等について嘘をつくように言われても、絶対に応じないでください。一連の取引が特定商取引法の連鎖販売取引に該当する場合は、クーリング・オフや中途解約をすることができます。不安なときは、消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎ (267) 5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9:00~16:45

休館日 土・日曜日、祝日

※来庁をご希望される場合は事前
にお電話ください
※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「子どもサポート情報 第194号」から抜粋・イラスト黒崎玄

水道水の水質検査結果

項目	基準値	検査結果値
一般細菌	1mℓ中100以下	0
大腸菌群	検出されないこと	検出せず
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	0.71mg/ℓ
鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ
マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ未満
塩化物イオン	200mg/ℓ以下	17mg/ℓ
有機物	3mg/ℓ以下	0.8mg/ℓ
pH値	5.8～8.6	7.42
平均遊離残留塩素	0.1mg/ℓ以上	0.5mg/ℓ
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.5度未満
濁度	2度以下	0.1度未満

※令和5年5月採水分

※表の値は、本市の代表的な水質値

※基準値は、水道法が定める値

※mg/ℓとは、水道水1ℓ中に溶けている物質の重さ

なお、水質検査計画と検査結果の詳細は、行政資料コーナー、上下水道課の窓口及び市ホームページで閲覧できます。

問合先 上下水道課

☎ (275) 6426

住民税非課税世帯生活支援給付金

対象 令和5年6月1日時点で高石市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯

給付額 1世帯あたり3万円

申請方法 支給対象世帯に届く確認書の内容を確認のうえ、同封の返信用封筒にて返送、または市役所別館1階に持参

※世帯の中で令和5年1月2日以降に市へ転入した方がいる場合、前住所地への照会後に確認書を送付します。

問合先 市住民税非課税世帯生活支援給付金コールセンター ☎ (275)

6539

令和5年度の 地区自治会長が 決まりました。

各自治会では会員の自主的な協力のもと、生活環境の向上と会員相互の親睦を深め、明るく住みよい「まちづくり」を推進しています。

また、まちの美化や自主防災活動の推進、防犯活動、防犯灯の維持管理、レクリエーション事業、広報紙などの配付、回覧や会報などによる情報提供等、様々な活動を行っています。

問合先 秘書課
☎ (275) 6082

高陽 校区

第1区 阪口昌弘
第2区 北田長義
高石綾園住宅 林山眞弼
高南 藤垣理恵
綾園7丁目 明石 進
高石サンタウン 美土路康博

高石 校区

第3区 木下敏朗
第4区 奥野啓治
第5区 船留眞一
第6区 森 博英
第7区 関 正男
第8区 中尾淳一

加茂 校区

綾井住宅 榎 克彦
三井化学 古家吉朗
綾井南海住宅 大迫稔弘
西取石三丁目 山口忠義
自由ヶ丘 柴田正明
伽羅橋荘園苑 澤田 滋
高石D地区 上原和人

東羽衣 校区

旭ヶ丘 竹内慎一
第9区 西中 隆
第10区 原野昭夫
第13区東羽衣 鈴木 保
羽衣荘苑地区 隈元英輔
東羽衣荘苑 植松 隆

羽衣 校区

第11区 大野義朗
第12区 吉田和光
第13区 出口凱嗣

清高 校区

綾井 奥田厚雄
大園 仲尾 登
平坂荘園 山路駒子
朝日荘園 水本文宏
大 一 漆本壽子
昭和園 二宮サキ子
高石ハイム 佐治哲夫
西取石7丁目 藤田政明
コーポレーション 長良木洋充

取石 校区

土 生 嶋田豪洋
新家 北川年郎
富木 寺島 誠
富木府住 譜久山誠
富之里 小谷哲夫
富木南住宅 中村信子
新家住宅 藤原浩二
取石住宅 東向郁子
取石中央 金崎誠寛
取石第一住宅 東山和政
取石3区 津田雅弘
南取石 上月春三
JR富木社宅 濱尾敏一
大 歳 福田忠己

《連合自治会の役職》

会長 藤田政明	会計 明石 進	理事 阪口昌弘	理事 古家吉朗
副会長 船留眞一	会計 吉田和光	理事 木下敏朗	理事 竹内慎一
副会長 西中 隆	会計監査 柴田正明	理事 奥野啓治	理事 嶋田豪洋
副会長 小谷哲夫	会計監査 譜久山誠	理事 山路駒子	(敬称略・順不同)

マイナンバーカードの時間外交付

交付通知書（はがき）を受け取られた方のうち、開庁時間中に窓口に来ることができない方は、次の日程でマイナンバーカード（個人番号カード）を受け取ることができます。

日時 7月23日（日）午前9時～正午、7月26日（水）午後5時30分～午後7時30分、8月6日（日）午前9時～正午

場所 市役所本館（1階）

※マイナンバーカードの交付以外のお手続きはできません。

問合先 市民課 ☎（275） 6 2 1 2



身近なみどりを育てましょう

各地域や職場の皆さんが共同で緑化する際に、樹木の無料配付を行っています。

樹種 キンモクセイ、サザンカ、セイヨウベニカナメモチ ほか（1か所あたり高木2本以上の申請が必要）

※数に限りがあるため、ご希望に添えない場合があります。

申込・問合先 8月31日までに土木管理課 ☎（275） 6 4 1 7

特定小型原動機付自転車のナンバープレートの交付を開始

改正道路交通法等の施行に伴い、7月から特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に対応した新しい標識（ナンバープレート）の交付を開始しています。また、7月1日以前に従来の標識を交付され一定の要件を満たしている車両については交換が可能です。その他詳細は、国土交通省HPを

ご覧ください。

持ち物 交付…本人確認書類、販売証明書または廃車申告済証
交換…本人確認書類、標識、申告済証

※交付・交換いずれも要件確認のために別途書類が必要な場合があります。

※世帯外の方による申告には委任状と代理人の本人確認書類が必要となります。

問合先 税務課 ☎（275） 6 0 9 7



STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

7月は「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の重点取組期間です。暑さが本格化するこの時期に、次の対策を実施しましょう。

- ・暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断
- ・朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化

の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

・熱中症に関する教育を重点的に行う。

・体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、悪化した場合の連絡、対応方法を確認しておく。

・異常を認めたときはすぐに救急隊を要請する

問合先 泉大津労働基準監督署 ☎ 0 7 2 5（27） 1 2 1 1

余った無料普通ごみ処理券と日用品の交換期間を延長します

延長期間 8月31日（木）まで

場所 環境政策課

交換品 無料普通ごみ処理券8～14枚：トイレットペーパー1ロール、15枚（1シート）：トイレットペーパー2ロール、30枚（2シート）：30リットルのごみ袋10枚

※交換品がなくなり次第終了

持ち物 持ち帰り用袋

問合先 環境政策課 ☎（275） 6 2 6 6

7月12日午前11時頃に市内の
防災行政無線のスピーカーから
訓練放送が流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生
時に備え、全国一斉情報伝達訓練を
行います。これは、全国瞬時警報シ
ステム（Ｊアラート）を用いた訓練
で、高石市以外の全国の地域でも同
様の訓練が行われます。

問合先 危機管理課 ☎(275) 6245

ごみの散乱被害を防ぐために

カラスなどによってごみが散乱す
る被害が増えています。被害を防ぐ
ために、次の対策を心がけましょう。
対策 生ごみを減らす、生ごみが袋
の外から見えないよう出す、防鳥ネ
ットやごみ箱を使う。

問合先 環境政策課 ☎(275) 6266

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

高齢者虐待

厚生労働省の2021年度の
調査によると、家庭での高齢者
の虐待件数は1万6426件で、
前年度より855件減少しまし
た。介護施設での職員らによる
虐待件数は739件で過去最多
となり、前年度よりも144件
増加しました。また、死亡数は、
家庭では37人、介護施設では2
人でした。

家族らによる虐待を受けたと
判断された事例件数に対する割
合は、殴るなどの「身体的虐
待」が67.3%、暴言や無視・
嫌がらせなどの「心理的虐待」
が39.5%、「介護・世話の放
棄・放任」が19.2%、「経済
的虐待」が14.3%となってい
ます。（複数回答）

家庭で死亡した人の中には、
家族が食事を与えないなどの必
要な介護をしてもらえないネグ
レクトのほか、暴言に腹を立て
た家族に頭を殴られるなどの暴
行を受けるケースがありました。
死亡には至らなくても、息子
が一人で面倒を見ていて高齢の
母親の体にやけどを負わせるこ
とがあったり、90歳の夫を世
話する80歳の妻が睡眠不足で
感情のコントロールが難しくな

り暴言を吐くなどの事例もあり
ました。

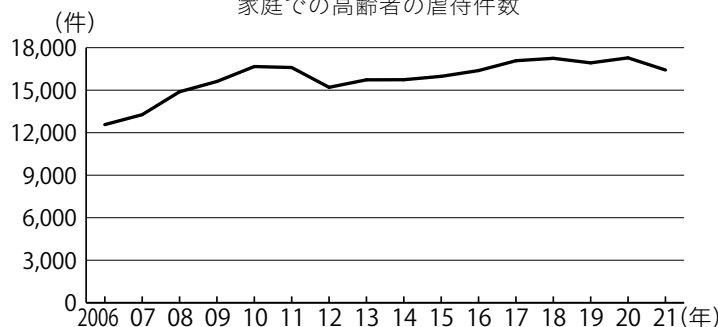
高齢者が認知症となつて十分
な意思疎通ができず、在宅介護
の家族がストレスをため込み、
冷静さを失って虐待に至るケー
スも多く報告されています。

最近では、介護疲れや介護の
孤立化を防ぐための支援が注目

されており、電話やメールで相
談を受け付けている自治体や地
域包括支援センターもあります。
一人で抱え込んで冷静に対応す
るのが難しくなる前に、周囲に
相談して助けを求めるようにし
ましょう。

人権推進課 ☎(275) 6279

家庭での高齢者の虐待件数



介護施設での職員らによる高齢者の虐待件数



出典：厚生労働省令和3年度「高齢者虐待の防止、
高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に
基づく対応状況等に関する調査結果 ▼

